

経済的支援に関する検討会における構成員からの質問

厚生労働省

労働災害補償保険関係

- ・ 地下鉄サリン事件における労災の対象者がアフターケア制度を利用した後、診療費を自己負担している旨の指摘が構成員からなされたが、本来医療の現物支給を受けることができる労働者災害補償保険の対象者が医療費を自己負担している理由は何か。

(回答)

労働者災害補償保険においては、労働者が業務上又は通勤により負傷し、療養を必要とするとき、療養（補償）給付を受けることができます。

また、アフターケアは、労働者災害補償保険による療養（補償）給付の終了後すなわち症状が固定した後に予防その他の保健上の措置として行うものであり、具体的には、症状固定後の増悪予防のために、診察、保健指導、検査、薬剤の支給及びカウンセリングを実施するものです。

したがって、サリン中毒の発症の原因となった業務災害又は通勤災害以外の原因による傷病については、労働者災害補償保険による療養（補償）給付を受けることはできず、同様にアフターケアも受けることはできません。

なお、アフターケア制度による検査等の結果、傷病が自然的経過の中で再び発症し、これが当初認定された業務災害又は通勤災害によるものと認められ、「治ゆ」時の状態からみて明らかに症状が悪化し、かつ、療養によってその症状が改善される見込みがあると医学的に認められる場合は、これを「再発」として、当該傷病に対して療養（補償）給付を受けることができます。

ただし、「再発」として療養（補償）給付を受けるためには、労働基準監督署長の決定が必要となりますので、所轄労働基準監督署に対して療養（補償）給付の請求を行う必要があります。